

所定疾患施設療養費について

1. 対象となる入所者の状態は次の通りです。

肺炎

尿路感染症

帯状疱疹(抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする場合に限る)

2. 上記で治療が必要となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に算定します。また1回に連続する7日を限度とし、月1回に限り算定する。
3. 診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載する。
4. 請求に際して、診断、行った検査、治療内容等を記載する。
5. 算定開始後は、治療の実施状況について公表する。

	主な治療内容
肺炎	血液検査、血中酸素濃度の測定、抗生剤の内服、抗生剤の点滴注射、水分補給(経口・点滴)、喀痰吸引など診察結果をもとに適宜必要な治療を行っています。
尿路感染症	血液検査、尿検査、血中酸素濃度の測定、抗生剤の内服、抗生剤の点滴注射、水分補給(経口・点滴)など診察結果をもとに適宜必要な治療を行っています。

【2018年度所定疾患療養費算定状況】

病名		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
肺炎	人数	6	15	7	3	4	5	5	5	8	7	3	8	76
	治療日数	39	89	49	22	25	29	33	33	37	40	20	41	457
尿路感染症	人数	4	3	5	1	3	6	6	2	3	6	3	5	47
	治療日数	23	20	25	7	17	33	36	13	16	31	10	26	257
帯状疱疹	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	治療日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	人数	10	18	12	4	7	11	11	7	11	13	6	13	123
	治療日数	62	109	74	29	42	62	69	46	53	71	30	67	714